

介護予防短期入所生活介護サービス契約書 (ショートステイ寿和苑)

甲(利用者)

社会福祉法人 武芸会
乙(事業者) 理事長 河内 美文

(契約の目的)

第一条

1. 乙は、介護保険法等関係法令及びこの契約書に従い、甲に対し、甲が可能な限り居宅においてその能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、各種サービスを提供します。
2. 乙は、サービス提供にあたっては、甲の要支援状態区分、及び甲の被保険者証に記載された認定審査会意見に従って、甲に対しサービスを提供します。

(契約期間)

第二条

1. この契約の期間は、平成____年____月____日から契約時の要支援認定有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了日以前に甲が要支援状態区分の変更の認定を受け、要支援認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要支援認定有効期間満了日までとします。
2. 甲から更新拒絶の申し出がない場合、本契約は、前項と同様の条件で自動更新とします。
3. 甲から更新拒絶の意思が表示された場合は、乙は、他の事業者の情報を提供するなど、必要な措置をとります。

(乙が提供できる介護サービスの内容)

第三条

1. 乙は甲に対して、甲が一時的に居宅において日常生活を営むのが困難な場合、乙が甲に交付した『重要事項説明書』に記載の施設において、短期入所生活介護サービスを提供します。なお、サービスの内容については、『重要事項説明書』記載のとおりです。
2. 乙は、介護予防給付短期入所生活介護サービスとして、①食事、②排泄、入浴、着替え等の介助その他日常生活上の世話、③機能訓練、④健康管理、⑤相談及び援助、⑥送迎(身体的事情等から送迎が必要な場合)を提供できます。
3. 乙は、介護予防給付外短期入所生活介護サービスとして①送迎(前項に定める以外)、②食事の提供、③理美容、④居室の使用、⑤共用施設の利用、⑥レクリエーション行事等を提供できます。

(介護予防短期入所生活介護サービスの基本方針)

第四条

1. 乙は、居宅介護支援事業者や地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議を通じて、甲の心身、置かれている環境、他の保険医療サービス又は福祉サービスの利用状況を把握するように努めます。

2. 乙は、甲の要支援状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、介護予防短期入所生活介護サービスの目標を設定し、第七条に規定する介護予防短期入所生活介護計画にもとづき、計画的にサービスを行います。
3. 乙は、提供する介護予防短期入所生活介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るよう努力すると共に、介護技術の進歩に対応して適切な介護技術をもって介護予防短期入所生活介護サービスの提供を行います。
4. 乙は、甲の被保険者証に認定審査会の意見が付されているときは、それに配慮してサービスの提供を行います。
5. 乙は懇切丁寧を旨としてサービスを提供するよう努め、本条のサービスの提供にあたって甲、甲' から説明を求められたときは、提供方法等について解り易く説明します。

(身体的拘束その他の行動制限)

第五条

1. 乙は、甲又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、甲に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により甲の行動を制限しません。
2. 乙が甲に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により甲の行動を制限する場合は、事前に甲に対し行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。又、この場合 乙は、事前又は事後すみやかに、甲' に対し、甲に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。
3. 乙が甲に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により甲の行動を制限した場合には、第六条の介護サービス記録に次の事項を記載します。
 - (1) 甲に対する行動制限を決定した日、制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施された期間
 - (2) 前項に基づく乙の甲に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要
 - (3) 前項に基づく甲' に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要

(介護サービス記録)

第六条

乙は、甲に対する介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完成の日から5年間保存します。

(介護予防短期入所生活介護計画の作成・変更)

第七条

1. 乙は、相当期間以上にわたり継続して入所される利用者については、甲の心身の状況や希望及びそのおかれている環境を踏まえた上で、介護予防短期入所生活介護計画を作成します。
2. 介護予防短期入所生活介護計画には、介護予防短期入所生活介護の目標や目標達成のための具体的なサービス内容を記載します。
3. 介護予防短期入所生活介護計画は、居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合は、その内容に沿って作成します。
4. 乙は、介護予防短期入所生活介護計画作成後も、当該計画の実施状況を把握し、甲の希望にも配慮し、必要に応じて当該介護予防短期入所生活介護計画の変更を行います。又、居宅サービス計画（ケアプラン）に変更があった場合も同様です。

5. 甲は乙に対し、いつでも介護予防短期入所生活介護計画の内容を変更するよう申し出る事が出来ます。この場合、乙は明らかに変更の必要が無いとき又は、変更が第一条の趣旨に反する場合を除き、甲の希望に添うように計画を変更します。
6. 乙は、介護予防短期入所生活介護計画を作成又は変更したときは、甲及び甲' に対しその内容を説明し、甲の同意を得ます。

(居宅サービス計画変更の援助)

第八条

乙は、居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合で、甲が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望するときは、速やかに居宅介護支援事業者や地域包括支援センターに連絡するなど必要な援助を行います。

(甲の介護予防短期入所生活介護サービス利用)

第九条

1. 乙が提供する介護予防短期入所生活介護サービスのうち、甲が利用するサービスの具体的な内容は、介護予防短期入所生活介護サービス利用申込みにおいて、甲の介護予防計画書の合意により決めるものとします。
2. 甲が乙の提供する介護予防短期入所生活介護サービスを受けようとする場合には、甲は利用を希望する月の2ヶ月前から、乙に対して利用する期間を明示して申し込むものとします。これに対して乙は、居室が確保できないなど施設運営に著しい支障をきたさない限り、甲の利用を断ることはできません。
3. 乙は、前項後段において甲の利用を断る場合にあつては、甲の利用する居宅介護支援事業者や地域包括支援センターへの連絡、その他適当な介護予防短期入所生活介護事業者の紹介等必要な措置を講じます。
4. 甲は、乙の施設を利用するにあたって、『重要事項説明書』及び乙が定める『ショートステイ寿和苑利用について』に記載の留意事項に従います。

(居室の利用)

第十条

1. 乙が甲に提供する居室の定員は、多床室で4人です。
2. 入所後、甲から居室の変更の申し出があつた場合で乙がその申し出を認めたとき、又は乙が施設運営上特に必要と認めたときには、居室の変更を行います。

(健康管理)

第十一条

乙は、常に甲の健康状態に留意するとともに、適宜看護職員による健康相談及び必要に応じて甲の主治医に相談の上、主治医の指示に基づき対応可能な措置を行います。

(相談及び援助)

第十二条

乙は、常に甲の心身の状況、そのおかれている環境等を的確に把握し、甲及び甲' に対して、介護や施設利用等に関する心配事や悩みについての相談及び援助に努めます。

(利用料等)

第十三条

1. 甲は乙に対して、乙から提供を受ける各種介護予防給付サービス並びに各種介護予

防給付外サービスについて、重要事項説明書のとおり利用料等を支払います。

2. 乙は、甲が支払うべき介護予防短期入所生活介護サービスに要した費用について、甲が介護サービス費として市町村より支給を受ける額を、甲にかわって市町村より支払を受けます。(以下「法定代理受領サービス」という。)
3. 甲が介護予防短期入所生活介護サービスの利用を利用当日にキャンセルした時、乙は甲に対し、食事代を含めた1日相当分の利用料をキャンセル料として請求できるものとします。
4. 乙は甲に対し、毎翌月15日までに、当月の利用等の請求書を送付します。請求書には、甲が利用した各種サービスにつき、種類ごとに利用回数、利用単位の内訳等を明示します。
5. 甲は、乙に対し、当月の利用料等を、翌月23日までに、振込み又は口座振替で支払います。又、他のお支払方法をご希望の方はお申し出下さい。
6. 乙は、甲から利用料等の支払を受けたときは、甲に対して領収書を発行します。

(利用料の滞納)

第十四条

甲が乙に支払うべき利用料等を正当な理由なく滞納した場合において、乙が甲に対して2週間以内に滞納額を支払うように催告したにもかかわらず、全額の支払いがないとき、乙は、全額の支払があるまで次回の利用をお断りすることがあります。

(情報開示)

第十五条

甲又は甲'は、乙に対し乙が作成した第六条の介護サービス記録の閲覧及び謄写を請求できます。ただし、謄写の際、乙は甲又は甲'に対して実費相当額を請求できるものとします。

(秘密保持)

第十六条

1. 乙及び乙の従業員は、正当な理由がない限り、甲に対する介護サービスの提供にあたって知り得た甲又は甲'の秘密を漏らしません。
2. 乙は、乙の従業員が退職後、在籍中に知り得た甲又は甲'の家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。
3. 乙は、甲及び甲'の個人情報を用いる場合は、甲又は甲'の同意を得ない限りサービス担当者会議において甲及び甲'の個人情報を用いません。

(事故発生時の対応及び損害賠償)

第十七条

1. 乙は、甲に対する介護サービスの提供にあたり事故が発生した場合は、速やかに甲'及び関係機関に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。これにより甲が受けた損害を速やかに賠償します。ただし、乙が故意又は過失がないことを証明した場合は、この限りではありません。
2. 前項の場合において、当該事故の発生につき甲に重大な過失がある場合には損害賠償の額を減じることができます。
3. 乙は万一の事故に備えて損害賠償責任保険に加入しています。

(契約の終了)

第十八条

次の各号の内、1項目でも該当するときは、この契約は終了します。

- ① 要介護認定更新において、甲が自立又は要介護と認定された場合。
- ② 甲が死亡した場合。
- ③ 第十九条に基づき甲が契約解除を申し出た場合。
- ④ 第二十条第一項に基づき乙が契約の解除を通告し、予告期間が満了した場合。
- ⑤ 第二十条第二項に基づき乙が契約の解除を通告した場合。

(甲の契約解除)

第十九条

甲は、現に介護予防短期入所生活介護サービスを利用中でない限り、いつでもこの契約を解除することができます。

(乙の契約解除)

第二十条

1. 乙は、次の各号に該当する場合には、この契約を解除できます。ただし、乙は2週間の予告期間をおくものとします。
 - ① 第十四条の利用停止にもかかわらず、滞納額全額の支払がない場合。
 - ② 甲が故意に法令や施設運営規定等に違反し或いは重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがない場合。
2. 乙は、次の各号に該当する場合には、事態の回復が見込めないときには、即時にこの契約を解除できます。
 - ① 伝染病疾患により他の利用者の生命または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ治療が必要である場合。
 - ② 甲の行動が他の利用者の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ甲に対する通常の介護方法ではこれを予防できない場合。

(苦情への対応)

第二十一条

1. 甲又は甲' は、提供された介護サービスに苦情がある場合、いつでも『重要事項説明書』記載の苦情等申立窓口に苦情を申し立てることができます。この場合、乙は迅速かつ適切に対処し、サービスの向上及び改善に努めます。
2. 乙は、甲又は甲' が苦情申立を行った場合に、これを理由として甲に対し、何らの差別待遇も致しません。

(緊急時の対応)

第二十二条

乙は、介護サービスの提供中に甲の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又は協力機関との連絡をとり、救急治療或いは救急入院等必要な措置が受けられるようにします。

甲の主治医は、下記の通りです。

主治医

医療機関名

住 所

電話番号 () —

この場合、予め甲の指定する下記緊急連絡先に対し直ちに連絡します。

第一連絡者 住 所

氏 名

電話番号 () —

携帯番号 — —

続 柄

第二連絡者 住 所

氏 名

電話番号 () —

携帯番号 — —

続 柄

(契約外事項)

第二十三条

この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他法令の定めるところによります。

以上の契約の証として本契約書を2通作成し、甲及び乙は記名、押印のうえ、各自1通ずつ所持します。

甲（ご利用者）

私は、以上の契約の内容について説明を受け、内容を確認しました。

私は、この契約書の定めるところに従い、貴施設における各種サービスの利用を申し込みます。

住 所

氏 名 ⑩

電話番号 () ー

甲'（ご家族又は身元引受人）

私は、本人に代わり、上記署名を行いました。

私は、本人の契約意思を確認しました。

本人との関係

署名を代行した理由

住 所

氏 名 ⑩

電話番号 () ー

乙（サービス事業者）

当事業者は、介護予防短期入所生活介護事業者として、甲の申込みを受諾し、この契約書に定める各種サービスを誠実に責任をもって行います。

所在地 〒501-2605 岐阜県関市武芸川町跡部 1555 番地の 1

名 称 社会福祉法人 武芸会

代表者名 理事長 河内 美文 ⑩

電話番号 (0575) 46-1131 ファックス (0575) 46-1132

以上